

## 化学物質審議会

### 経済産業省組織令 第100条（抄）

化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第56条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第18条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 （略）

### 化学物質審議会

会長：東海 明宏（大阪大学大学院工学研究科教授）

#### 審査部会

部会長：東海 明宏（大阪大学大学院工学研究科教授）

#### 【所掌事項】

- 化学物質の性状（ハザード）に基づく判断事項を審議。
- 具体的には、化審法の第一種特定化学物質の指定、監視化学物質の指定、新規化学物質の判定について審議。

#### 安全対策部会

部会長：東海 明宏（大阪大学大学院工学研究科教授）

#### 【所掌事項】

- 化学物質の性状のみならず、使用の状況、環境排出量等（リスク）を総合的に勘案して判断する事項を審議。
- 具体的には、化審法の第二種特定化学物質の指定、第一種特定化学物質の例外使用用途の指定や化管法の第一種及び指定化学物質の指定等について審議。

## 産業構造審議会製造産業分科会 化学物質政策小委員会

### 経済産業省設置法 第7条（抄）

産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業大臣の諮問に依じて産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要事項（次号から第四号までに規定する重要事項を除く。）を調査審議すること。

二～六 （略）

### 産業構造審議会

### 製造産業分科会

### 化学物質政策小委員会

委員長：東海 明宏（大阪大学大学院工学研究科教授）

#### 【所掌事項】

- 国際的な規制制度や国内の化学物質管理の制度設計等、今後の化学物質管理政策の在り方について審議。

#### フロン類等対策ワーキンググループ

座長：齋藤 潔（早稲田大学基幹理工学部機械科学・航空学科教授）

#### 【所掌事項】

- フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の施行状況等（フロン類の使用合理化、指定製品等）について、検討し、評価する。